

## 港湾計画業務改善検討会設置規約

(名称)

第1条 本会は、「港湾計画業務改善検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、従来の港湾計画業務に関する課題を整理するとともに改善策を検討し、港湾管理者が効率的かつ効果的に港湾計画の策定ができる環境の構築を目的とする。

(構成)

第3条 検討会は、別表1の構成員をもって構成する。

2 検討会の座長は国土交通省港湾局計画課長とする。

3 座長は、検討会務を統括する。

4 構成員等の追加等は、構成員及び事務局からの申し出に基づき、座長が決定する。

(検討会の取扱い)

第4条 検討会は、構成員の自由な議論を担保する観点等から、原則として非公開とする。

2 議事次第は、会議終了後に公開する。

3 議事次第以外の配布資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が行う。

4 検討会の議事は、会議終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

(構成員以外の者の出席)

第5条 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(幹事会)

第6条 検討会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の幹事をもって構成する。

3 幹事長は国土交通省港湾局計画課港湾計画審査官とする。

4 幹事長は、幹事会務を統括する。

5 幹事会は、検討会に付議すべき事項の検討を行う。

6 幹事会は、非公開で行う。

(オブザーバー)

第7条 検討会及び幹事会には、円滑な議事進行を図るため、関係する組織の者等を出席させることができる。

(事務局)

第8条 検討会及び幹事会には事務局を置くものとし、検討会及び幹事会の運営に関する事務を行う。

2 事務局は、国土交通省港湾局計画課に置く。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか、検討会及び幹事会の運営に関し必要な事項は、事務局が検討会に諮って定めるものとする。

附則 この規約は、令和4年6月22日から施行する。

## 港湾計画業務改善検討会名簿

敬称略

### 【構成員】

苫小牧港管理組合 専任副管理者  
宮城県 土木部副部長  
横浜市 港湾局長  
福井県 土木部長  
静岡県 交通基盤部港湾局長  
神戸市 港湾局長  
広島県 土木建築局総括官（空港港湾）  
香川県 土木部次長  
北九州市 港湾空港局長  
沖縄県 土木建築部参事  
国土交通省 港湾局計画課長

### 【オブザーバー】

北海道開発局港湾計画課長  
東北地方整備局港湾空港部長  
関東地方整備局港湾空港部長  
北陸地方整備局港湾空港部長  
中部地方整備局港湾空港部長  
近畿地方整備局港湾空港部長  
中国地方整備局港湾空港部長  
四国地方整備局港湾空港部長  
九州地方整備局港湾空港部長  
沖縄総合事務局開発建設部長  
国土技術政策総合研究所港湾研究部長

## 港湾計画業務改善検討会 幹事会名簿

敬称略

### 【幹事】

苫小牧港管理組合 施設部計画課長  
宮城県 土木部港湾課長  
横浜市 港湾局 政策調整部 政策調整課長  
福井県 土木部港湾空港課長  
静岡県 交通基盤部港湾企画課長  
神戸市 港湾局 港湾計画課長  
広島県 土木建築局港湾漁港整備課長  
香川県 土木部港湾課長  
北九州市 港湾空港局 計画調整担当課長  
沖縄県 土木建築部港湾課長  
国土交通省 港湾局計画課港湾計画審査官

### 【オブザーバー】

北海道開発局港湾企画官  
東北地方整備局計画企画官  
関東地方整備局計画企画官  
北陸地方整備局計画企画官  
中部地方整備局計画企画官  
近畿地方整備局計画企画官  
中国地方整備局計画企画官  
四国地方整備局計画企画官  
九州地方整備局計画企画官  
沖縄総合事務局港湾計画課長  
国土技術政策総合研究所港湾計画研究室長  
国土技術政策総合研究所港湾システム研究室長